

沖縄キリスト教学院研究倫理規程

(前文)

沖縄キリスト教学院大学及び沖縄キリスト教短期大学（以下「本学」という。）において、学術研究に従事する研究者は、その研究の目的が何かを自覚するとともに、真理の探究に謙虚に向き合わなければならない。また、学生の人間性を尊重し、教育に努め、自らの研究に対し真摯でなければならない。更に、研究の成果は社会及び人類の幸福に寄与するものでなければならない。

本学は、学術研究に従事する研究者が、個人の良心に照らし行動するだけでなく、研究者としての倫理に基づき、適切な研究遂行を実現するため、ここに「沖縄キリスト教学院研究倫理規程」を定める。

(目的)

第1条 この規程は、本学における学術研究の信頼性と公正性が確保されるよう、研究を遂行する上で遵守すべき倫理基準を定め、本学における研究の円滑な推進に資することを目的とする。

(研究の原則)

第2条 研究者は、高い倫理的規範のもとに自律的に研究を遂行し、研究に対して真摯で公正な姿勢で臨まなければならない。

- 2 研究者は、生命及び個人の尊厳を重んじ、基本的人権を尊重しなければならない。
- 3 研究者は、国際的に認められた規範、規約、条約、国内の法令及び告示等並びに本学の諸規程を遵守しなければならない。

(定義)

第3条 この規程で、研究者とは、本学において研究活動に従事する教員のほか、本学指導教員の責任の下に研究に携わる大学院生、大学院研究生、学生等をいう。

- 2 この規程で、研究とは研究の立案、計画の実施、成果の発表及び評価、研究終了後の管理にいたる全ての活動を含むものとする。
- 3 この規程で、発表とは自己の研究に係る新たな知見、発表又は専門的知見を公表する全ての行為を含むものとする。
- 4 この規程で、研究活動における不正行為とは、故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによるもので、研究活動又はその研究の発表の過程における次の各号のいずれかに該当する行為をいい、その用語の定義は、それぞれの当該各号に定めるところによる。
 - (1) 捏造 存在しないデータ、研究結果等を作成すること。
 - (2) 改ざん 研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。
 - (3) 盗用 他の研究者のアイディア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること。

- (4) 二重投稿 他の学術誌等に既発表又は投稿中の論文と本質的に同じ論文を投稿すること。
- (5) 不適切なオーサーシップ 論文の著者リストにおいて、著者としての資格を有しないものを著者として含める又は著者としての資格を有する者を除外すること。
- (6) その他 研究活動上の不適切な行為であって、科学者の行動規範及び社会通念に照らして研究者倫理からの逸脱の程度が甚だしいもの。

(研究者の遵守事項)

第4条 研究者は、たえず自己の専門分野における能力と知識の水準を維持し、さらにその向上を目指し、絶えず努力しなければならない。

- 2 研究者は、研究活動において、文化、伝統、価値観及び規律の理解に努め、かつこれを尊重するとともに、併せて性別、人種、出自、地位、思想、宗教等において差別的取扱いをしてはならない。
- 3 研究者は、研究協力者や研究支援者等互いの人格、学問的立場を尊重しなければならない。
- 4 研究者は、大学院生、大学院研究生、学生、職員等が共に研究活動に関わるときは、教育的見地に立ち不当な圧力や制限を加えないよう配慮しなければならない。
- 5 研究者は、自らの研究活動について、その研究計画、目的、進捗状況等を説明できるよう努めなければならない。
- 6 研究者は、研究成果の公表と社会への還元に努めなければならない。
- 7 研究者は、利害関係者との金品授受等を行ってはならない。
- 8 研究者は、研究活動上の不正行為やその他の不適切な行為を行ってはならず、また、他者による不正行為の防止に努めなければならない。
- 9 研究者は、本学が実施する「研究倫理教育」を受けなければならない。研究倫理教育の実施は、「学校法人沖縄キリスト教学院公的研究費の適正な運営・管理及び不正行為への対応等に関する規程」の定めるところによる。

(研究のための情報・データ収集、利用、管理及び開示)

第5条 研究者は、研究のための情報・データ収集等について、倫理的に適切な方法で収集しなければならない。

- 2 研究者は、収集した資料、情報、データ等について、消滅、漏洩、改ざん等を防ぐための適切な措置を講じ、適切な期間これらを保存し、開示の必要性及び相当性が認められる場合は、これを開示するものとする。
- 3 研究資料等の保存期間は、当該論文発表後、資料（文書、数値データ、画像など）については10年間、試料や装置など「もの」については5年間を原則とする。

(データ等提供者の同意)

第6条 研究者は、個人の情報、データ等の提供を受けて研究を行う場合は、提供者に対してその目的、収集方法等について十分な説明を行い、提供者の明確な同意を得るものとする。

(個人情報の保護)

第7条 研究者は、収集した資料、情報、データ等で個人を特定できるものは、正当な理由なくこれを他に漏洩してはならず、法令、関係省庁のガイドライン、本学個人情報に係る諸規

程等に従い、厳重に管理しなければならない。

(研究成果の発表)

第8条 研究者は、研究の成果を広く社会に還元するため、これを公表するよう努めなければならない。

2 研究者は、研究成果の発表に際しては他者の知的財産権、その他の権利等を侵害してはならない。

3 研究者は、研究成果の捏造、改ざん、盗用等研究活動上の不正行為をしてはならない。

4 研究者は、研究遂行上助言を受けた者、援助を受けた組織等に対し、適切に謝意を表するものとする。

(研究費の取扱い)

第9条 研究者は、研究費の源泉が学生納付金、国及び地方公共団体等からの補助金、財団等からの助成金、または、寄附金等から提供されていることを常に留意し、研究費の適正な使用に努めなければならない。

2 研究者は、交付された研究費を当該研究に必要な経費にのみ使用するものとする。

3 研究者は、研究費の使用にあたって、本学諸規程等を遵守し、その使途に関する書類等の管理を厳重に行い、研究期間終了後においても一定期間保存するとともに、適切に説明責任を果たせるように努めなければならない。

(他者の業績評価)

第10条 研究者が他者の研究業績の評価に関わる時は、被評価者に対して予断を持つことなく、当該評価の評価基準等に従い、自己の見識及び知識に照らして適切に評価するものとする。

2 研究者は、他者の業績評価に関わる中で知りえた情報を不正に使用してはならず、当該業績に関する秘密を保持しなければならない。

(ハラスメントの禁止)

第11条 研究者は、研究活動を行うにあたり、アカデミック・パワー・セクシュアルハラスメント等いかなるハラスメントも行ってはならない。

(利益相反)

第12条 研究者は、研究活動を行うにあたり、資金提供の財源、関連組織との関わり及び可能性のあるすべての利害関係の衝突に注意を払い、公共性に配慮しつつ適切に対応しなければならない。

(本学の責務)

第13条 本学は、この規程に基づき、研究者の研究倫理意識の周知徹底を図り、必要な諸規程の整備、運営組織の設置・充実に努める責務を有する。

2 本学は、研究者の研究倫理に反する行為に対しては、本学就業規則及び関連諸規程に照らし、速やかに適切な措置を講じるものとする。

(規程の改廃)

第14条 この規程の改廃は、大学運営協議会の議を経て学長が行う。

附 則

この規程は、2016年9月29日から施行する。

附 則

この規程は、2022年2月25日から施行する。